

第61号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年5月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

八王子市長等の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) <u>3 令和2年6月期の期末手当に限り、第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは、「100分の186」とする。</u>	附 則 1・2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。